

## 技術資料作成要領

入札に付する工事の概要	
工事年度・工事番号	令和元年度 加整委 第7号-2
工事名	加太開発整備事業(7号・8号用地)詳細設計業務
工事場所	和歌山市加太地内
工事概要	入札公告を参照のこと
工期	
予定価格	
最低制限価格	
支払条件	
契約の保証	

入札書等の提出方法等	
	入札公告を参照のこと

技術資料の様式及び提出方法	
	技術資料は、技術資料提出書及び添付書類により提出すること。
	様式のサイズはA4判とし、1部を提出するものとする。
	発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術資料を書面により提出しなければならないものとする。

技術資料の内容に関する留意事項	
	配置予定技術者(主任技術者) 和歌山県内に住所又は本店を有する者については、技術士(建設部門のうち都市及び地方計画を選択科目とする者)、技術管理者(都市計画及び地方計画部門)、シビルコンサルティングマネージャ(都市計画及び地方計画を専門技術部門とする者)のうちいずれかを主任技術者とする配置予定技術者調書及び資格を証明する書類の写しを添付すること。 和歌山県内に住所又は本店を有しない者については、技術士(建設部門のうち都市及び地方計画を選択科目とする者)を主任技術者とする配置予定技術者調書及び資格を証明する書類の写しを添付すること。
	社会保険等の加入状況 開札後に技術資料等の提出指示を受けた入札者は、雇用保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定による届出の義務を履行していることを証明するため、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する通知書(経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書)の写しを添付すること。 ただし、当該通知書における加入状況が「未加入」であった後に、当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となった場合は、それぞれ当該事実を証明する以下の書類も併せて添付すること。 ・「未加入」であった後に「加入」となった場合は、雇用保険にあっては、「領収書通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書」、又は「雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)」のいずれかの写しを、健康保険及び厚生年金保険にあっては、「領収書」、「社会保険料納入証明(申請)書」、又は「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」のいずれかの写しも併せて添付すること。 ・「未加入」であった後に「適用除外」となった場合は、社会保険等に関する誓約書を添付すること。

苦情申し立て	
	建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札(事後審査・持参方式)実施要領第22条を参照のこと。 苦情申し立て書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。  受付窓口：〒641-0024 和歌山県和歌山市和歌浦西2丁目1番22号 和歌山県土地開発公社 電話番号 073-448-1832 Fax 073-448-1836  受付時間：休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

その他の留意事項	
	入札書等、技術資料及び苦情申し立て書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
	技術資料に虚偽の記載をした者は、当該業務の落札者として決定されない。
	提出された技術資料は、返却しない。